

はじめにお読みください

この「ご案内」は、70・75・80歳の方全員に送付しております。

## 令和5年度 もの忘れチェック（認知症検診） のご案内



最近、  
「今日は何日だった？」  
「昨日買ったばかりの野菜を今日も買ってしまった」など  
あなたの生活で思い当たることはありませんか。  
もしかしたら、「**認知症の初期症状**」かもしれません。

豊島区は、区民の「もの忘れチェック（認知症検診）」の受診を推奨しております。  
検診を受けて、ご自分のこれからの備えましょう。

### 費用は無料！

**70・75・80歳**の豊島区民（令和6年3月末時点の年齢）  
※既に認知症、軽度認知障害（MCI）と診断された方は除きます。  
対象 ※65歳～79歳（上記年齢を除く）の方には個別通知（この案内）を郵送していませんので、受診を希望する場合は「裏面」の豊島区高齢者福祉課へ電話でお申し込みください。

受診場所 **区内40か所の医療機関**  
※詳しくは、同封の「もの忘れチェック（認知症検診）医療機関一覧」を参照。

受診期間 **令和5年5月25日～令和5年11月30日**  
※医療機関によって、受診曜日・時間が異なります。  
詳しくは、直接医療機関にお問い合わせください。  
※11月下旬は大変込み合うことが予想されます。  
受診を希望される方は、お早めにご予約ください。



# もの忘れチェック（認知症検診）を受けるまでのステップ

**1** 「自分でできる 認知症の気づきチェックリスト」を実施する。

10の質問に答えて合計点数を計算します。

点数が20点以上の方、または、  
点数に関わらず認知症が心配な方

点数が19点以下の方、または、  
特に心配がない方

**2** 「受診のための問診票」を記入する。

事前にご自宅で記入します。

**3** 医療機関を予約する。

「もの忘れチェック（認知症検診）医療機関一覧」から希望する医療機関をお選びください。希望する医療機関に、直接電話で予約しましょう。

**4** もの忘れチェック（認知症検診）を受診する。

下記①～③を持って医療機関に向かいましょう。

- ① もの忘れチェック（認知症検診）問診票
- ② 健康保険証
- ③ お薬手帳

（生活保護等で健康保険証をお持ちでない方は、受付でお申し出ください）

もの忘れチェック（認知症検診）の結果によって、お住まいの地域を担当する高齢者総合相談センターの職員、又は、区職員が電話や訪問する場合がございます。

今回受診されない方…

- ・半年に1回は自己チェック★
- ・気になることがあれば、最寄りの高齢者総合相談センターへ相談。

◇もの忘れチェック（認知症検診）により認知症の「疑いあり」と判定された方は、さらに詳しい検査と診察を受けることをお勧めします。豊島区が指定した認知症専門医療機関をご紹介しますので、検診終了後に医師とご相談ください。なお、認知症専門医療機関受診は、保険診療（有料）となるので、予めご了承ください。

問い合わせ先

豊島区 高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ  
〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1  
電話：03-4566-2433 FAX：03-3980-5040

SDGs未来都市としま



豊島区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。